

平成二十九年第三回大阪広域水道企業団議会
十一月定例会会議録

平成二十九年十一月十五日（水曜日）午後一時開議

議 会 事 務 局 書 記 山 蔭 啓 介

○出席議員

一	番	信 貴 良 太
二	番	的 場 慎 一
三	番	木 畑 匡
四	番	吉 川 敏 文
五	番	友 永 修
六	番	大 野 妙 子
七	番	奥 谷 正 実
八	番	高 橋 登
九	番	中 浜 実
十	番	谷 口 美 保 子
十	番	西 尾 博 道
十	番	野 村 生 代
十	番	辰 見 登
十	番	田 中 久 夫
十	番	高 山 裕 次
十	番	野 々 下 重 夫
十	番	浦 尾 雅 文
十	番	羽 広 政 勝
十	番	大 東 真 司
十	番	名 手 宏 樹
十	番	水 谷 毅
十	番	出 川 康 二
十	番	笹 谷 勇 介
十	番	松 尾 武
十	番	島 弘 一
十	番	友 井 健 二

二	七	番	北 好 雄
二	八	番	畑 中 謙 司
二	九	番	橋 本 晴 久
三	十	番	道 工 幸 雄
三	十	番	寺 町 幸 雄
三	十	番	中 川 幸 雄
三	十	番	関 口 ぼ づ み

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

企 業 長	竹 山 修 身
副 企 業 長	清 水 豊
技 術 長 兼 事 業 管 理 部 長	松 本 要 一
理 事 兼 經 營 管 理 部 長 兼 總 務 課 長	吉 田 景 司
經 營 管 理 部 副 理 事 兼 企 画 課 長	上 田 伊 宏
經 營 管 理 部 財 務 課 長	横 山 亨
經 營 管 理 部 広 域 連 携 課 長	香 山 慎 治
事 業 管 理 部 副 理 事 兼 計 画 課 長	諸 角 誠
事 業 管 理 部 事 業 推 進 課 長	東 野 宗 丈
事 業 管 理 部 契 約 檢 査 課 長	谷 野 聡
事 業 管 理 部 管 財 課 長	堀 木 英 輝
代 表 監 査 委 員	荻 野 朝 弘
監 査 委 員 事 務 局 長	笠 井 浩 二

○職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	笠 井 浩 二
議 会 事 務 局 書 記	昼 馬 靖 史
議 会 事 務 局 書 記	廣 永 龍 治
議 会 事 務 局 書 記	岸 田 友 海

○議事日程

第 一	会 議 録 署 名 議 員 の 指 名
第 二	会 期 決 定 の 件
第 三	諸 般 の 報 告 (議員辞職許可の報告) (当選議員の報告・紹介) (定期監査結果報告、例月現金出納検査結果報告) (説明者の通知)
第 四	当 選 議 員 の 議 席 の 指 定
第 五	議 長 の 選 挙
第 六	第 一 号 議 案 大 阪 広 域 水 道 企 業 団 水 道 事 業 統 合 促 進 基 金 条 例 制 定 の 件
第 二 号 議 案	大 阪 広 域 水 道 企 業 団 職 員 の 育 児 休 業 等 に 関 する 条 例 一 部 改 正 の 件
第 三 号 議 案	大 阪 広 域 水 道 企 業 団 水 道 用 水 供 給 条 例 一 部 改 正 の 件
第 四 号 議 案	平 成 二 十 八 年 度 大 阪 広 域 水 道 企 業 団 工 業 用 水 道 事 業 剩 余 金 処 分 の 件
第 五 号 議 案	平 成 二 十 九 年 度 大 阪 広 域 水 道 企 業 団 水 道 事 業 会 計 補 正 予 算 の 件
第 一 号 報 告	平 成 二 十 八 年 度 大 阪 広 域 水 道 企 業 団 水 道 事 業 会 計 決 算 報 告 の 件
第 二 号 報 告	平 成 二 十 八 年 度 大 阪 広 域 水 道 企 業 団 工 業 用 水 道 事 業 会 計 決 算 報 告 の 件
第 三 号 報 告	平 成 二 十 八 年 度 決 算 に 基 づ く 資 金 不 足 比 率 報 告 の 件
第 七	一 般 質 問 (副企業長説明)

○会議に付した事件
議事日程のとおり

午後一時 開会

○大東副議長 ただいまより平成二十九年十一月定例会を開会いたします。

○大東副議長 開会に先立ち、企業長から御挨拶がございます。

竹山修身企業長。

(竹山修身企業長登壇)

○竹山企業長 大阪広域水道企業団企業長の竹山でございます。

本日は、平成二十九年第三回企業団議会十一月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には御多用中にもかかわらず御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

本定例会の提出議案につきましては、条例案三件、剰余金処分に係る議決案件一件、補正予算案一件、平成二十八年度の決算に関する報告三件でございます。後ほど御説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

さて、本年四月から、四條畷市、太子町、千早赤阪村におきまして、当企業団としての水道事業がスタートし、約七カ月がたちました。これまでのところ円滑な事業運営ができているものと考えております。先月発生いたしました台風二十一号の影響によりまして、千早赤阪村におきまして、停電に伴う断水や取水施設の損壊などの被害が発生いたしました。断水により住民の皆さんには御不便をおかけいたしました。被害への対処に当たりましては、千早赤阪水道センターの職員のみならず、南部水道事業所を初め、企業団の他の部署の応援体制のもと、村役場とも連携しながら、広域化本来の機能を発揮し、迅速な対応を図ったところでございます。

今後とも、水道という重要なライフラインを担う事業者として、災害に強い水道施設の整備はもとより、危機管理能力の向上にも取り組み、将来にわたり安全安心な水の安定供給ができますよう努めてまいりたいと考えております。

また、現在、検討協議を進めております泉南市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、田尻町、岬町との水道事業統合につきましては、今後、統合案を決定し、平成三十一年度の統合に向け着実に進めてまいりたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

議員の皆様方におかれましては、当企業団の事業運営につきまして一層の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが御挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○大東副議長 企業長の御挨拶が終わりました。

○大東副議長 本日の会議を開きます。

○大東副議長 日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第七十八条の規定により、西尾博道議員及び野村生代議員を指名いたします。

○大東副議長 日程第二、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日一日といたしたいと思ひますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○大東副議長 御異議なしと認めます。よって、会期は一日と決定いたしました。

○大東副議長 日程第三、諸般の報告を議題といたします。

○大東副議長 まず、議員辞職許可の報告の件でございます。

平成二十九年九月二十二日付で力武清議員から辞職願の提出があり、地方自治法第二百六条ただし書きの規定により、同日付でこれを許可いたしますので、御報告いたします。

○大東副議長 次に、当選議員の報告の件でございます。

十一月一日付で水谷毅議員が、同じく畑中讓議員が、同じく橋本謙司議員が、同じく中川博議員がそれぞれ当選されましたので、御報告を申し上げます。

この際、当選議員を御紹介いたします。

水谷毅議員でございます。

畑中讓議員でございます。

橋本謙司議員でございます。

中川博議員でございます。

以上で御紹介は終わりました。

○大東副議長 監査委員の定期監査結果の報告並びに例月現金出納検査結果の報告は、お手元に配付いたしておきましたので、御了承お願ひ申し上げます。

○大東副議長 説明者の通知は、お手元に配付いたしておきましたので、お願ひ申し上げます。

○大東副議長 日程第四、当選議員の議席の指定を行います。

当選議員の議席は、会議規則第三条第一項の規定により、お手元に配付の議席一覧表のとおり指定いたします。

○大東副議長 日程第五、議長の選挙を行います。お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第百八条第二項の規定により指名推選によることとし、指名の方法は本職におきまして指名したいと思ひます。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○大東副議長 御異議なしと認めます。よって、選挙の

方法は指名推選によることとし、本職におきまして指名することに決定いたしました。

議長に水谷毅議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました水谷毅議員を議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○大束副議長 御異議なしと認めます。よって、水谷毅議員が議長に当選されました。

ただいまより水谷毅議員の議長就任の御挨拶がございます。

水谷毅議員。

(水谷毅議員登壇)

○水谷議員 皆さん、こんにちは。議長就任に当たり一言御挨拶を申し上げます。

このたび議員各位の御推挙を賜り、大阪広域水道企業団議会議長に就任をさせていただきました水谷毅でございます。もとより微力でございますけれども、企業団議会の円滑な運営を行い、府域の水道事業の発展に努める所存でございます。議員の皆様並びに竹山企業長を初めとする理事者の皆様におかれましては格段の御協力、御鞭撻をいただきますようお願い申し上げます、御挨拶いたします。

なお、副議長をお願いしておりました大束議員に感謝を申し上げます。ありがとうございます。

○大束副議長 議長就任の挨拶が終わりました。

水谷議長、議長席にお着き願います。

○水谷議長 それでは、議事を進行させていただきます。

○水谷議長 日程第六、議案第一号から第五号まで及び報告第一号から第三号まで、大阪広域水道企業団水道事業統合促進基金条例制定の件外七件を一括議題といたします。

議案はお手元に配付いたしておきましたので、御了承願います。

議案につきまして副企業長の説明を求めます。

清水豊副企業長。

(清水豊副企業長登壇)

○清水副企業長 本議会に提出いたしました第一号議案から第五号議案及び第一号報告から第三号報告につきまして御説明申し上げます。提出議案の表紙をおめくりいただき一ページをごらんください。

第一号議案は、大阪広域水道企業団水道事業統合促進基金条例制定の件でございます。府域一水道の実現に向け、水道事業の統合を促進するための基金を設置するため、新たに条例を制定するものでございます。第一条は基金の設置目的でございます。第二条は基金として積み立てる額を、水道用水供給事業において生じた利益剰余金の一部及び当企業団との統合を促進するための制度に基づき、水道用水供給事業で執行した統合に係る大阪府補助金額とすることを定めております。第三条から第七条は基金の管理、運用、処分等に関して定めるものでございます。

二ページをお開きください。

第二号議案は、大阪広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例一部改正の件でございます。地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に対応した条例改正でございます。三ページの新旧対照表の左側、改正後の欄をごらんください。第二条の四は、当企業団の非常勤職員につきまして、当該子が二歳に達する日まで育児休業を再延長することができる場合について定めるものでございます。保育所の申し込みを行っているが入所できないなど、企業長が別に定める場合該当する場合に、二歳まで育児休業の再延長を認めるといたします。二ページの第二条の三、三ページの

第四条につきましては、第二条の四の規定を設けることに伴う改正でございます。

ページをおめくりいただき五ページをごらんください。

第三号議案は、大阪広域水道企業団水道用水供給条例一部改正の件でございます。新旧対照表をごらんください。第十条におきまして、給水料金の額を一立方メートルにつき七十五円から七十二円に改定するほか、文言整理を行うものでございます。

なお、第一号議案及び第三号議案につきましては平成三十年四月一日から、第二号議案につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正が既に施行されておりますことから、公布の日からの施行を予定しております。

六ページをお開きください。

第四号議案につきましては、後ほど決算報告とあわせて御説明申し上げます。

七ページをごらんください。

第五号議案は、平成二十九年大阪広域水道企業団水道事業会計補正予算の件でございます。

八ページをお開きください。

市町村域水道事業の補正予算でございます。第二条の資本的収入及び支出をごらんください。まず収入でございますが、工事負担金の増額により一千二十七万六千円を増額補正しております。また、支出でございますが、設計精査などに伴う建設改良費の増額により二千五百二十八万五千円を増額補正しております。いずれも早赤阪水道事業における補正でございます。

次に、決算関係でございます。提出議案の六ページ、第四号議案、平成二十八年度大阪広域水道企業団工業用水道事業剰余金処分件並びに十七ページ、第一号報告、平成二十八年度大阪広域水道企業団水道事業会

計決算報告の件及び十八ページ、第二号報告、平成二十八年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計決算報告の件につきまして、あわせて御説明申し上げます。

別冊になっております平成二十八年度水道事業会計決算書、工業用水道事業会計決算書をごらんください。

まず、水道事業会計につきまして御説明申し上げます。決算書の一ページをお開きください。水道事業報告書でございます。事業の概況といたしましては、大阪府内の四十二市町村に対して、年間約五億一千五百八十三万四千立方メートルの水道用水を供給し、単年度で七十四億八千五百二十一万六千余円の利益が生じました。また、第三期中期整備事業計画に基づき、施設の整備、改良更新事業等を行いました。

十四ページ及び十五ページをお開きください。

水道事業決算報告書でございます。収益的収入及び支出のうち収入でございますが、水道事業収益は、予算額四百四十六億一千七百三十二万八千円に対し、決算額は四百四十八億九千六百三十九万五千余円となっております。

次に、支出でございますが、水道事業費用は予算額三百八十一億三十五万八千円に対し、決算額は三百五十八億四千九百三十三万三千余円となっております。

十六ページ及び十七ページをお開きください。

資本的収入及び支出のうち収入でございますが、資本的収入は予算額百二十六億六千五百九十九万一千円に対し、決算額は百二十二億八千八百八十一万一千余円となっております。主な内容は、企業債、国庫補助金等、投資有価証券償還金などでございます。

次に、支出でございますが、資本的支出は予算額三百九十七億三千三百三十二万六千余円に対し、決算額は三百六十九億五千七百三十三万三千余円となっております。主な内容は、改良事業及び水源開発事業に係る負

担金などに要した建設改良費、企業債償還金などでございます。

十八ページをお開きください。

水道事業損益計算書でございます。経常利益は、中段よりやや下でございますように七十五億二千二百六十二万六千余円で、特別損失を減じた当年度純利益は七十四億八千五百二十一万六千余円でございます。これももちまして、前年度繰越欠損金を補填いたしました後の当年度未処理欠損金は、最下段でございますように六十一億四千四百三十三万二千余円となっております。

以上が水道事業会計の決算の概要でございます。

続きまして、工業用水道事業会計について御説明申し上げます。六十一ページをお開きください。

工業用水道事業報告書でございます。事業の概況といたしましては、平成二十八年度は延べ四百三十二事業所に対して、年間約一億七千七百七十九万六千立方メートルの工業用水を供給し、単年度で十九億四千六百十六万余円の利益が生じました。また、第三期中期整備事業計画に基づき、施設の整備、改良更新事業等を行いました。

七十ページ及び七十一ページをお開きください。

工業用水道事業決算報告書でございます。収益的収入及び支出のうち収入でございますが、工業用水道事業収益は、予算額八十三億七千九百九十一万八千円に対し、決算額は八十三億三百五十五万一千余円でございます。

次に、支出でございますが、工業用水道事業費用は予算額六十九億四千五百四十六万九千円に対し、決算額は六十二億二千六百九十万三千余円でございます。

七十二ページ及び七十三ページをお開きください。

資本的収入及び支出のうち収入でございますが、資本的収入は予算額十一億二千八百二十万九千円に対し、

決算額は十一億二千四百八十二万八千余円でございます。主な内容は、国庫補助金等、工事負担金、投資有価証券償還金などでございます。

次に、支出でございますが、資本的支出は予算額五十五億八千八百六十六万七千余円に対し、決算額は二十七億八千二百八十九万九千余円となっております。主な内容は、増補改良事業に要した建設改良費及び企業債償還金でございます。

次に、七十四ページをお開きください。

工業用水道事業損益計算書でございます。経常利益は、中段よりやや下でございますとおり十九億二千二百一十一万一千余円で、これに特別利益及び特別損失を加減いたしました当年度純利益は十九億四千六百十六万余円でございます。それに、その他未処分利益剰余金変動額を加えた後の当年度未処分利益剰余金は、最下段でございますように三十四億八千三十三万三千余円となっております。

七十八ページをお開きください。

工業用水道事業剰余金処分計算書の案でございます。ただいまの当年度未処分利益剰余金三十四億八千三十三万三千余円のうち、十九億四千六百十六万余円を建設改良積立金に積み立て、十五億三千四百四十二万二千余円を資本金に組み入れることにつきまして、第四号議案で議決をお願いするものでございます。

以上が工業用水道事業会計の決算の概要でございます。

続きまして、提出議案の資料に戻っていただきます。十九ページをお開きください。

第三号報告は平成二十八年度決算に基づく資金不足比率報告の件でございます。水道事業会計、工業用水道事業会計ともに資金不足額はございません。

なお、平成二十八年度決算に対する監査委員意見書

及び平成二十八年度決算に基づく資金不足比率審査意見書は別冊のとおりですので、よろしくお願い申し上げます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○水谷議長 以上で副企業長の説明は終わりました。

○水谷議長 この際、日程第六、議案第一号から第五号まで及び報告第一号から第三号まで、大阪広域水道企業団水道事業統合促進基金条例制定の件外七件及び日程第七、一般質問を一括議題といたします。

○水谷議長 これより日程第六の諸議案に対する質疑及び日程第七の一般質問を行います。

通告がありますので、指名いたします。

出川康二議員を指名いたします。

(出川康二議員登壇)

○出川議員 二十二番、高石市選出の出川康二でございます。

議長のお許しをいただきまして、まず一号議案の大阪広域水道企業団水道事業統合促進基金条例について質問をさせていただきます。

水道事業の統合に係る国の財政支援は、国庫補助金制度から交付金制度に変更になり、対象事業も限定的になったとお聞きいたしております。この制度の変更による影響額はどの程度なのか。本年度統合された三団体と、次に三十一年度から予定されている七団体の十団体の合計額でお示しを賜りたいと思います。

また、この間提出されました十団体の統合シミュレーションを拝見させていただいたわけでございますが、先行団体では交付金の活用額が十六億二千六百万円、三十一年からの七団体におきましては二十九億九千八百万円、十団体合計で四十六億二千四百万円というところでシミュレーションでは上がっておるわけでありま

すが、この数字からの減額になるのかどうかお示しいただきたいと思うわけでございます。

また、本年八月二十四日、企業長から私も議員に七団体との水道事業統合に係るスケジュール変更についてという文書をいただいております。その中に記載されております能勢町の交付税措置に関してどのような現在解決を見ておられるのか教えていただきたいと思うわけでございます。

さらに、基金の積立額でございますが、有収水量一立方メートル当たり〇・三円、三十銭として、年間約一億五千万円程度とされておるわけでございますが、これの将来への活用についてのお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

以上、第一回目の質問を終わりたいと思います。

○水谷議長 これより答弁を求めます。

香山慎治経営管理部広域連携課長。

(香山慎治経営管理部広域連携課長登壇)

○香山経営管理部広域連携課長 出川議員の水道事業統合促進基金に関します御質問につきまして御答弁をさせていただきます。

水道事業の統合に係る厚生労働省からの財政支援といたしましては、平成二十二年度に国庫補助制度として、全ての更新事業を対象とした水道広域化促進化事業が創設されました。その後、平成二十七年に交付金制度へと変更され、平成二十八年度から交付対象となる事業が大きく制限されました。このことによります統合への影響額は、十団体で約十五億円と試算しておりますが、現行の交付金制度により効果を検証しているため、先ほど議員から御案内いただきました交付金活用額からさらに下がるということはありません。能勢町は、高料金対策のため、総務省から交付税措置を受けておりますが、統合により受けられなくなる

可能性が高いという現況でございます。このため、企業長と能勢町長によりまして総務大臣への措置継続の要望を行ったところでございますが、残念ながら要望の実現には至っておりません。

能勢町は、老朽化施設の更新や大規模災害時の危機管理対応などに大きな懸念があり、組織力や技術力を活用できる企業団との統合が必要であると考えています。しかし、同町において交付税措置が受けられなくなる影響は大きく、現在、企業団からの基金の活用を含めたさまざまな対策を検討しているところでございます。

今回提案させていただいている水道事業統合促進基金は、補助金から交付金への国の制度変更に伴う交付金の縮小や、統合により国から受けられなくなる可能性の高い高料金対策に係る交付税による影響への補助のほかに、今後統合を検討される団体の統合促進のためのインセンティブなどへの活用を想定しております。基金の積立額は、水道用水供給事業の黒字が見込まれる今後十一年間で総額十五億円程度と見込んでおり、その総額が限られているため、基金のみでそれぞれの項目に必要な全額をカバーすることはできませんが、この基金の活用などによりできる限り早期により多くの団体との統合を実現し、府域一水道を着実に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○水谷議長 出川康二議員。

(出川康二議員登壇)

○出川議員 それでは、二回目の質問をさせていただきます。

水道事業統合促進基金については、今御説明をいただいたように、これから進めていく団体、あるいは現在計画になっている十団体、それから今お話しござい

した交付税措置が受けられない団体等々三分野においてこの十五億円を活用されるということのようでございます。そういうお考えをお聞きいたしまして理解を進めたところでございます。

次に、二番目の質問と申しますか、これは質問にならないというところでございますので、議員定数の問題について、私も高石市議会の意見をここで申し述べておきたいと思っております。

十一月二日に本定例会のために全員協議会が行われました。その冒頭の企業長挨拶の中で、議員定数は首長案をもとに各首長がおのの議会で説明をすると、こういうようなお話があったと承っております。今私も高石市議会は、この首長案で示された後、本年五月十七日でございますけれども、全員協議会を開催いたしました。この首長案に対する各党派、各議員の意見を集約したところ、これには賛同しかねると、こういう確認を全員一致で行っておるわけでございます。

現行の選出基準は、水道事業会計が企業会計方式で運営されていることから、用水供給事業割と工業用水道事業割、それとブロック割という、こういう三分野でそれぞれ定数が案分されております。そういう中で各自自治体から議員が選出されているわけでございますが、そういう中で私も高石市議会といたしましては、工業用水道枠で一人の議員の選出枠を頂戴しておるわけでございます。今回お示しいただいております首長案では、全て人口比率による議席案分ということになっておるために、この議席が消滅することに私も納得はできません。高石市は、用水と工業用水道との合計額でいいと、水量では府下三番目、納めている水道料金では五番目の位置にあるわけでございまして、先ほど来申し上げておりますように企業会計方式でいくならば現行方式のほうが合理的ではないかという意見

見があるわけでございます。

したがって、今度示されております人口比率に重点を置いた首長案については賛成しかねるといって、賛成できる根拠が乏しいというのが私どもの意見でございます。

さらに、平成二十九年、本年六月六日にこの案に対する各議会からの質問、意見の集約においても、首長案を是とする議案が二十三、一市町村一議席が七、統合団体優先というのが六、その他、私も高石市はその他に入るわけでございまして、それが九というふうに示されておるわけでございまして、首長案に賛成されている議会は半分には足りないのではないのでしょうか。

私は、今思いますに、先ほども答弁でございましたけれども、この広域水道は大阪府域一水道を目指して、平成二十四年三月に大阪府水道整備基本構想、大阪水道ビジョンを策定いたしました。二十二年後、水道料金も府下同一にする府域一水道を目指すとしております。二十四年から二十二年後といえますと平成四十四年でございます。現在からいえますともうあと十四、五年しかないわけでございまして、こういう状況の中で府域一水道を理想とするならば、やはり統合団体にも議席を配分することで、先行団体としてのメリットであるとか、あるいは統合するための課題が明らかになるわけでありますし、そこに議会に参画していただければ、これから統合する自治体も情報を共有することができないのではないかと、これを踏まえていきますと、やはり将来の理想といえますか展望を示すならば、現在、初期の段階においては全ての自治体、全ての団体、議会から議員を選出して、その定数で運営していくと。そして、そういう統合の進展状況を勘

案しながら、将来的には定数問題を考えていくということなど、やはり柔軟な対応をしなければ到達することができないのではないかと、これを考えるわけでございます。また、そういう意味合いからおきましても、七団体の水道事業統合というのがもうあと一年余りという時期に立っているわけでございます。これについての規約変更も、全構成団体の承認、議決が必要なことだから、やはり統合部門、それと議員定数部門を切り離して議案の上程もやっぱり必要になってくる、そういう選択肢も考えていただきたいということ、主張したいわけでございます。

ぜひとも企業長におかれましては将来的な展望を見据えていただいて、議員定数において柔軟な対応を強くお願いをいたしまして、私の要望、意見とさせていただきます。ありがとうございます。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○水谷議長 出川康二議員の質問が終わりました。以上で通告の質疑及び質問は終了いたしました。

これをもちまして、日程第六の諸議案に対する質疑及び日程第七の一般質問を終結いたします。

○水谷議長 この際、議事の都合により休憩いたします。なお、再開の時刻は後刻御連絡いたします。

(午後一時三十八分 休憩)

(午後一時四十六分 再開)

○水谷議長 休憩前に引き続き議事を続行いたします。

○水谷議長 日程第六の諸議案八件のうち議決不要の第三号報告を除く七件に対する討論は通告がございませ

るので、討論なしと認めます。これより日程第六の諸議案につきまして採決に入ります。議決不要の第三号報告を除く議案第一号から第五号

まで並びに報告第一号及び第二号、大阪広域水道企業
団水道事業統合促進基金条例制定の件外六件を一括し
て採決いたします。

お諮りいたします。

以上の諸議案七件につきまして、可決、認定するこ
とに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○水谷議長 御異議なしと認めます。よって、以上の諸
議案七件は、可決、認定することに決定いたしました。

○水谷議長 以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって平成二十九年十一月定例会を閉会いた
します。

午後一時四十七分 閉会

議長 水谷 毅

副議長 大東 真司

議員 西尾 博道

議員 野村 生代